

広島県告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を関係市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。

平成二十七年八月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
山県郡北広島町戸谷字根細一三二四五	藤正 秀索
山県郡北広島町宮迫字先大原一〇三八四の六、一〇三八四の二一	堀 三郎
山県郡安芸太田町大字小板字向真入一〇八〇の一から一〇八〇の三まで、一〇八〇の七	今田 三八 新宅 善人 中谷 チサ子
廿日市市玖島字石ケツクラ山一一二〇、一一二二八、一一一三〇	山下 美行
広島市佐伯区湯来町大字多田字河路一二〇四五の二	坂本 敏勝

二 指定の目的

水源の涵養

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）